

〔研究ノート〕

カントの諸空間一般 (3) 承前

瀬 戸 一 夫

第 10 節 数学の客観性と哲学の認識

カントによると、われわれ人間が有する純粹かつ感性的な概念の根底には、対象の形象（対象の像）ではなく、対象の図式が横たわっている。かれはこう指摘した後、幾何学の一例をあげて、次のように述べる。

Dem Begriffe von *einem* Triangel *überhaupt* würde gar kein Bild desselben jemals adäquat sein. Denn es würde die Allgemeinheit des Begriffs nicht erreichen, welche macht, daß dieser für alle, recht- oder schiefwinklige usw. gilt, sondern immer nur auf einen Teil dieser Sphäre eingeschränkt sein (A141/B180).

三角形一般の概念には、三角形の如何なる形象も、けっして適合しないであろう。なぜなら、三角形の概念が直角三角形、あるいは斜角〔鋭角または鈍角〕三角形その他、あらゆる三角形と見なされる〔三角形すべてに対して妥当する〕ようにしている概念の普遍性に、三角形の形象が到達することなどなく、形象は常に三角形の〔全〕範囲の〔なかでもその〕一部分に制限されていることになるであろうから<sup>(9)</sup>。

訳文冒頭の「三角形一般」は、原文を見ると分かるとおおり、名詞「三角形」の前に不定冠詞「或る一つの ein」を冠し、後ろ側に副詞「一般 überhaupt」を伴っている。したがって、これは本研究で「或る一つの～一般」と訳出してきた単数形の名詞と、同じ趣旨の表現であると考えられる。そして、この解釈が誤りでないとするれば、上掲の箇所でカントの念頭にあった「或る一つの三角形一般 ein Triangel überhaupt」は、直角三角形なのか、鋭角三角形なのか、あるいはまた鈍角三角形なのか、その他 — 大きさの違いやそれぞれに固有の形状など — を任意とすることによって、いずれでもありうるという意味で三角形の全範囲を被覆 (カヴァー) する。このため、或る一つの三角形一般を、かれは「概念」としているのであろう。この任意性はまた、如何なる対象の如何なる形象にも限定されず、空間内の形態に関し「一定の普遍的概念に従ってわれわれの直観を規定する一つの規則」(ibid.) である図式として、或る一つの三角形一般が概念の普遍性に到達することを可能にしていたのである。さらには、或る一つの対象一般や、或る一つの事物一般なども、以上と同様に理解できるのではないだろうか。

幾何学の例で解釈を試みたが、カントは算術の例もあげながら説明しているので、その箇所も引用して検討することにしたい。

So, wenn ich fünf Punkte hintereinander setze, . . . . ist dieses ein Bild von der Zahl fünf. Dagegen, wenn ich *eine Zahl überhaupt* nur denke, die nun fünf oder hundert sein kann, so ist dieses Denken mehr die Vorstellung einer Methode, einem gewissen Begriffe gemäß eine Menge (z. E. tausend) in einem Bilde vorzustellen, als dieses Bild selbst, welches ich im letzteren Falle schwerlich würde übersehen und mit dem Begriff vergleichen können (A140/B179).

それゆえ、わたしが5個の点を . . . . と、順に記すならば、これ〔記された5個の点〕は5という数の或る一つの形象である。これに対して、もしもわたしが今、5または100でありうるような或る一つの数一般を、ただ考えるだけであれば、そのように考えるというのは、或る特定の概念に従って何らかの集合(たとえば1,000)を或る一つの形象というかたちで表象する〔思い浮かべる〕方法を〔目的語的2格〕、集合の形象そのものとして〔そのものに代えて〕表象するということなのであり、最後

の場合〔数 1,000 の場合〕ともなると、わたしは集合の形象を見渡すのが困難になって、数の形象をその概念と比較することも、ほとんどできなくなるであろう。

見てのとおり、この箇所でカントが問題にしている「数一般」は、たとえば 5 でも 100 でもありえながら、いずれにも特定されず、任意とされた「或る一つの数一般」にほかならない。そして、数というものは一般に、大きな数になればなるほど、集合の形象を見渡せなくなるため、やがて形象と概念を比較対照することができなくなる。しかし、両者の異同が見失われる途上で、或る一つの数一般は集合そのものの形象から任意の数を思い浮かべる「方法の表象」に取って代わられ、そのように取って代わられるという仕方で、数の全範囲を被覆する概念の普遍性に到達できるのである。図式とは「構想力が或る概念にその形象を調達する何らかの一般的な方式 (Verfahren) の表象」にほかならない (A140/B179f.)。カントはこのように図式を定義している。

ところが、現段階でようやく輪郭を現してきた「或る一つの～一般」は、数学の客観性を支える基礎に直結する。カントは超越論的方法論の第 1 章冒頭近くで、哲学が携わる認識と数学が携わる認識を対比しながら、後者に認められる際立った特徴を明確に指摘している。

Die philosophische Erkenntnis betrachtet also das Besondere nur im Allgemeinen, die mathematische das Allgemeine im Besonderen, ja gar im Einzelnen, gleichwohl doch a priori und vermitteltst der Vernunft, so daß, wie dieses Einzelne unter gewissen allgemeinen Bedingungen der Konstruktion bestimmt ist, ebenso der Gegenstand des Begriffs, dem dieses Einzelne nur als sein Schema korrespondiert, allgemein bestimmt gedacht werden muß (A714/B742).

こうして、哲学の認識は特殊なものを普遍的なもののみ考察し、数学の認識は普遍的なものを特殊なもので、否それどころか個別的なもので、それでもなおア・プリオリに、かつ理性を介して考察するのであるから、後者の個別的なものが或る普遍的な構成諸条件のもとで規定されているのと同様に、〔同じ〕後者の個別的なものが概念の図式としてのみ

対応する概念の対象は、普遍的に規定されていると考えられなければならない。

数学の認識は、たとえば定理のように普遍的に成り立つ事柄を、特殊な範囲どころか個別の一例で、しかもア・プリオリに考察する (vgl. A734f./B762f.)。すでに引用した幾何学と算術についての説明はこの指摘と調和する。この指摘はまた、すでに輪郭を現した「或る一つの～一般」が、概念の普遍性に到達することと整合するだけでなく、本研究ノートの最初に示した「際限のない直観の進展」という不可解な問題とも関連している。とはいえ、これは予告にとどめ、副詞「一般」が後ろ側に位置する単数形名詞の用例を、より詳しく調べることにしたい。

## 第 11 節 不定冠詞の「直観一般」と定冠詞の「直観一般」

頻出する用例はいくつかある。しかし、そのなかでも特に目立つのは、直観について語られているものである。なお、引用文中の〔…〕は中略や後略などを表し、以下の引用文と訳文でも同様とする。

daß die Einheit derselben [der empirischen Anschauung] keine andere sei, als welche die Kategorie nach dem vorigen § 20 dem Mannigfaltigen *einer* gegebenen Anschauung *überhaupt* vorschreibt, […] (B145).

経験的直観の統一は、さきほどの § 20 に従って、或る一つの与えられた直観一般の〔説明の 2 格〕多様に、カテゴリーが指定している統一にほかならないのであり、〔…〕ということ。

これまでと同様、不定冠詞と副詞「一般」は、概念の普遍性に到達する任意性の意味をもつように思えるが、直観について同様に表現している箇所はかなり多い<sup>(10)</sup>。

また、直観については、超越論的演繹の一節をもとに指摘したとおり、直観一般と感性に制限された人間固有の直観というカントの基本構図に注意しなければならない。実際に、かれは第二版の超越論的演繹 (§24) で、この基本構図へのこだわりを以下のように示している。

Die reinen Verstandesbegriffe beziehen sich durch den bloßen Verstand auf Gegenstände *der Anschauung überhaupt*, unbestimmt ob sie die unsrige oder irgendeine andere, doch sinnliche, sei, sind aber eben darum bloße Gedankenformen, wodurch noch kein bestimmter Gegenstand erkannt wird (B150).

純粹悟性諸概念は純然たる悟性によって、われわれ〔人間〕の直観であるのか、あるいは感性的でありながら何か他の直観であるのか特定されずに、直観一般の諸対象に関係するのであるが、しかし、まさしくそのために、それらによって特定の対象がまだ何ら認識されていない純然たる思考の諸形式なのである。

カントはこの引用箇所に見られるように、不定冠詞と副詞「一般」でなく、定冠詞と副詞「一般」を前後に伴う「直観一般」で、直観は感性的直観に限っても、さまざまな種類がありうると述べている。かれはまた、空間・時間とは異なる直観の諸形式 (A230/B283) や、自ら直観する神秘的な悟性を、感性に制限されている人間の直観から区別したうえで、念頭に置いていたのである (vgl.z.B.B145)。さらに、人間の直観に限っても空間と時間があり、空間には純粹直観と經驗的直観がある (vgl.z.B.A24f./B39)。かれはおそらく、あれこれの直観があることを前提に、それらをおしなべて、どの直観も等しく示すために「直観一般」という言い方をしているのであろう。これと同様の用例は「直観一般」だけでなく、たとえば「外的感覺器官一般」(B41) など、他の名詞や名詞句でも多く見られる<sup>(11)</sup>。また、定冠詞ではない冠詞類を伴った名詞 (句) のなかにも、以上と同様に読み取れる用例が少なくない<sup>(12)</sup>。そして、直観一般の場合、前提となる区別は純粹と經驗的の区別その他、多岐にわたっている<sup>(13)</sup>。

しかし、直観一般に限らず、名詞 (句) に不定冠詞ではなく、定冠詞が伴うことに他の意味はないのだろうか。カント自身の用法を調べると、この点に関して、一定の傾向を示している叙述がある。それを引用しておこう。ここでは曖昧さを避けるために、訳文の簡潔さを犠牲にして、同じ訳語を繰り返すことにしたい。

Zu jedem Begriff wird erstlich die logische Form *eines* Begriffs (*des*

カントの諸空間一般 (3) 承前

Denkens) *überhaupt*, und dann zweitens auch die Möglichkeit, ihm einen Gegenstand zu geben, darauf er sich beziehe, erfordert (A239/B298).

如何なる概念にも、第一に、或る一つの概念一般の(思考一般の)〔所有の2格〕論理形式が必要であり、それに加えて第二に、或る一つの概念(思考)一般が関係する何らかの対象を、或る一つの概念(思考)一般に与えることができなければならない。

このように、カントは不定冠詞と定冠詞を使い分けて、概念一般と思考一般を明確に区別していたのである。概念については、たとえば動物の概念、植物の概念、無生物の概念、・・・と数えられる多種多様な概念を、いずれにも特定せずに「或る一つの概念一般」という言い方で表示することができる。他方、思考というと、日本語でもそうであるように、動詞としての意味合いが濃厚で、通常、概念あれこれのようには数えない<sup>(14)</sup>。この点から推測すると、不定冠詞を伴う「直観 *eine Anschauung*」は、あれこれと数えられる「直観的表象」を指すのに対して、定冠詞が付された「直観 *die Anschauung*」は、直観する心的機能ないし働き、あるいはまた「直観すること」を意味するのではなからうか。

たとえば、原則論のなかでも「総合的諸判断すべての最高原則について」と題された節には、総合に実在性を与えるのは経験のみだと主張する次のような一文が見られる。

Da also Erfahrung, als empirische Synthesis, in ihrer Möglichkeit die einzige Erkenntnisart ist, welche aller anderen Synthesis Realität gibt, so hat diese als Erkenntnis a priori auch nur dadurch Wahrheit, (Einstimmung mit dem Objekt,) daß sie nichts weiter enthält, als was zur synthetischen Einheit der Erfahrung *überhaupt* notwendig ist (A157f./B196f.).

それゆえ、経験的総合としての経験は、経験がもつ可能性のなかでも、他のあらゆる総合に実在性を与える唯一の認識の仕方であるから、ア・プリオリな認識としての総合もまた、それがおしなべて経験を総合的に

統一するために必要なもの以上は何も含まないことによるのみ、真理性〔真であること〕（客観との一致）を保持しているのである。

なお、副詞《überhaupt》が後続する「経験の総合的統一」は、経験を総合的に「統一すること一般」と読めるので、上掲訳文のように意識した。とはいえ、もしも「一般に経験を総合的に統一すること」という意味であれば、この箇所を目的語的 2 格で「経験一般の総合的統一」と訳出しても、ほとんど意味の違いはないともいえそうである。いずれにしても、前置詞と融合した定冠詞を伴う「総合的統一」は、定冠詞を伴う「直観一般」と同様、総合的に統一する心的機能ないし働き、あるいは「総合的に統一すること」を意味しているのではないだろうか。

原則論の同節はまた、非常に有名な一文で締め括られているので、その一部分についても検討しておこう。

die Bedingungen der Möglichkeit der Erfahrung überhaupt sind zugleich Bedingungen der Möglichkeit der Gegenstände der Erfahrung, und haben darum objektive Gültigkeit in einem synthetischen Urteile a priori (A158/B197).

経験が一般に可能であることの諸条件は、同時に経験の諸対象が可能であることの諸条件でもあるから、〔同諸条件は〕或る一つのア・プリオリな総合的判断に際して客観的に妥当する（objektive Gültigkeit haben）のである。

原文を見て気づかされるのは、ゲシュベルト（隔字体）による強調の仕方が一様ではなく、2 通りある点ではなかろうか。順序が逆になるけれども、全文体の述語側では「可能性 Möglichkeit」と「諸対象 Gegenstände」ならびに「経験 Erfahrung」がゲシュベルトで、2 格の定冠詞《der》は通常表記である。これに対し、主語側のゲシュベルト表記は、2 格の定冠詞を含む「経験の可能性」全体に及んでいるのである。おそらく、2 通りの強調の仕方は、意図的に使い分けられている。そして、この使い分けから推察すると、主語側で後ろに付されている《überhaupt》は「経験」でなく、一体化した「経験の可能性」全体を修飾していると考えられる。そして、ゲ

シュペルトの定冠詞は主語的 2 格であろうから、まず「経験が可能であること一般」と読み取れるため、趣旨としては訳文のようになる。ただし、経験が一般に可能であることを「経験一般の可能性」と訳出するのであれば、少なくとも日本語としては同じ意味になる。それゆえ、従来の定番訳で差し支えないことも、ここで確認しておく。

## 第 12 節 一なる経験一般と経験的認識の客観的妥当性

定冠詞を伴う「経験一般」は、個々の経験ではなく、それらをおしなべて表示しているか、または「経験するということ一般」を表示していた<sup>(15)</sup>。しかし、すでに示唆したように、定冠詞ではなく不定冠詞を伴う「経験一般」がより積極的な意味をもつように思える記述についても、ここでは検討しておきたい。カントは初版の超越論的演繹、第 2 節 4「諸カテゴリーがア・プリオリな諸認識として可能であることの予備的な説明」の冒頭で、不定冠詞をゲシュペルトにして強調しながら、次のように述べている。

Es ist nur e i n e Erfahrung, in welcher alle Wahrnehmungen als im durchgängigen und gesetzmäßigen Zusammenhange vorgestellt werden: ebenso, wie nur e i n Raum und Zeit<sup>(\*)</sup> ist, in welcher alle Formen der Erscheinung und alles Verhältnis des Seins oder Nichtseins stattfinden (A110).

(\*) K. Kehrbach: eine Zeit.

ただ一つの経験というかたちでのみ、諸知覚〔諸知覚像・諸知覚表象〕すべては一貫した合法的連関をなしていると表象されるのであり、これはただ一つの空間と時間のなかでのみ、現象の諸形態すべてが、そして存在と非存在〔在ると無い〕の関係すべてが成り立つのと、まったく同様である。

K・ケーアバハの校訂案を採用する場合は、時間に付される不定冠詞もゲシュペルトにしたほうがよいのではないかと思える。カント本人はおそらく、表裏一体となった一つの「空間・時間 Raum und Zeit」 — 今日風に言



い換えるとすれば「時空」 — と表現することで、その唯一性を強調したかったのであろう。しかし、この点はともかく、常人の実感からすると、カントは当然すぎる事柄を指摘している。なぜなら、時空の唯一性を引き合いに出すまでもなく、誰にとっても経験は唯一だからである。そもそも、ただ一つでない経験として、かれが叙述の背後で想定していた（複数の？）経験とは何か。そのような反実仮想に果たして意味があるのだろうか。これは非常に不可解である。とはいえ、解釈を進めるためには、それでもなおこの反実仮想に何か意味があるとすれば、それはどのような意味であるのかを突き止めなければならない。実のところ、この一ならざる経験という謎は、本研究の主題である「諸空間一般」と同根の難問である。それゆえ、当の難問を即座に解き明かしたいところだが、そのための準備はまだ大幅に不足している。こうした事情から、もうしばらく、かれの用語法を慎重に検討するほかない。

カントは「一つの」を強調した直後から同様の表現を繰り返している。そのいくつかを見ておこう。

Die Bedingungen a priori *einer* möglichen Erfahrung *überhaupt* sind zugleich Bedingungen der Möglichkeit der Gegenstände der Erfahrung (A111).

一つの可能な経験一般のア・プリオリな諸条件は、同時に、経験の諸対象が可能であることの諸条件である。

ともかくも、不定冠詞と副詞「一般」が前後に位置する「可能な経験」であるから、可能な経験あれこれを特定することなく任意とすることで、個別的な経験をもとにしながらも、概念の普遍性に到達する道筋が示されるのであろう。カントによると、そのためのア・プリオリな諸条件が、同時に経験の諸対象を可能にしているのである。しかし、一つの可能な経験一般との関係で、どのような経験の諸対象が想定されているのだろうか。

感性と悟性それぞれが働くだけでは、諸現象が与えられるにしても、経験的認識の諸対象は何ら与えられず、それゆえ如何なる経験も与えられはしないだろう (A124)。カントはこう述べている。現実の経験は覚知、連想（再生）、そして最後に諸現象の再認から成るのであり、これら経験的な

三要件のなかでも、最終かつ最高次の再認は諸概念を含み、諸概念こそが経験の形式的統一を可能にし、その統一と表裏する経験的認識の客観的妥当性（真理性） — 当の経験的認識が客観的に妥当すること — をも可能にしているのである（A124f）。かれは続けて次のように指摘する。以下では「一つの」をより強調するために「一なる」という訳語を用いたい。

Diese Gründe der Rekognition des Mannigfaltigen, sofern sie bloß die Form einer Erfahrung überhaupt angehen, sind nun jene Kategorien (A125).

多様を〔目的語的 2 格〕再認するこれら諸根拠は、それらがただ一なる経験一般という形式に関わるかぎり、件の諸カテゴリーなのである。

カントが「これら諸根拠」と呼んでいるのは、経験の形式的統一を可能にし、換言すると「一なる経験一般」を可能にして、一なる経験一般と表裏する経験的認識の客観的妥当性（真理性）をも可能にしているような諸概念のことだと解釈できる。つまり、再認に際しては、まさに件の諸カテゴリーが、一なる経験一般（経験の形式的統一）はもとより、それと相関している経験的認識の客観的妥当性をも可能にしているのである。このことをもとに、一なる可能な経験一般との関係で想定される「経験の諸対象」が、どのような諸対象であるのかを探ってみたい。

すでに検討した第二版の超越論的演繹の一部（B128f.&143）から判明していることがあった。カントは同演繹で、直観が諸カテゴリーに従う論理的な諸機能の一つに関して規定されていることを、或る一つの「対象一般」が必然的に考えられる事態とするとともに、直観の多様が或る一つの「意識一般」にもたらされる事態とも特徴づけ、両方の事態が互いに相関していると理解していたのである。そして、或る一つの対象一般は、われわれの思考に必然性を課す諸カテゴリーのうち、どのカテゴリーに従っても規定されうるとはいえ、いずれのカテゴリーによって規定されるのかは任意とされる仕方で、必然的に想定される対象であった。他方、これと相関的に、或る一つの意識一般は、諸カテゴリーのいずれに従っても直観の多様を規定できるとはいえ、いずれに従うのかは任意とする意識であると解釈できたのである。

たしかに、ここでは或る一つの意識一般が問題にされているのであって、一なる経験一般も経験の形式的統一も問題にされていない。しかし、第二版では諸カテゴリーの形式的機能から対象の側に帰される特性が指摘され、初版から引用した上掲の箇所では、同じくまた、諸カテゴリーによって可能となる経験的認識の客観的妥当性（真理性）という真相が示されている。それゆえ、一なる可能な経験一般との関係で想定されている「経験の諸対象」は、或る一つの対象一般と同様、諸カテゴリーによって必然的に想定される諸対象なのではなからうか。しかも、思考に必然性を課す諸カテゴリーは、或る一つの対象一般を想定させて、われわれの一なる経験一般を可能にしているのと相関的に、経験的認識が客観的に妥当すること（真理性）を可能にしているのである。実際、カントは原則論で、以下のよう<sup>1</sup>に指摘している。

Das Postulat der Möglichkeit<sup>(\*)</sup> der Dinge fordert also, daß der Begriff derselben mit den formalen Bedingungen *einer* Erfahrung *überhaupt* zusammenstimme. *Diese*, nämlich die objektive Form *der* Erfahrung *überhaupt*, *enthält* aber alle Synthesis, welche zur Erkenntnis der Objekte erfordert wird (A220/B267).

(\*) B. Erdmann: M ö g l i c h k e i t (gesperrt).

それゆえ、諸事物の可能性の要請は、諸事物の概念が一なる経験一般の形式的な諸条件に合致するということである。しかし、これ〔この一なる経験一般〕は、つまり経験一般の客観的な形式は、諸客観を認識するために必要な総合すべてを含んでいる。

指示代名詞《Diese》は、女性・単数の名詞（句）か、複数形の名詞（句）を指示できる。そして、この指示代名詞を主語としている文の（定）動詞《enthält》は単数形であるから、複数形の「形式的な諸条件 die formale Bedingungen」ではなく、女性・単数の「一なる経験一般」を指示しているように読める。いずれにしても、この引用箇所では、不定冠詞を伴う「一なる経験一般 *eine* Erfahrung überhaupt」が、定冠詞を伴う「経験一般 *die* Erfahrung überhaupt」と対比的に用いられている。前者はすでに確認し

たように、個別的でありながらア・プリアリな考察への道を開き、概念の普遍性に到達する個別かつ一なる経験である<sup>(16)</sup>。他方、後者は個別性から普遍性に迫る経路とは無縁に、あれこれの経験をおしなべて、それら諸経験のどれをも等しく表している経験一般だと解釈してよいだろう。カントは「つまり nämlich」と述べて、おそらく概念の普遍性に到達する「一なる経験一般」を「経験一般の客観的な形式」と、念のために言い換えながら補足説明していたのである。

ここまで、或る一つの対象一般、或る一つの意識一般、或る一つの直観一般、一なる経験一般などの解釈を試みた。他の単数形名詞で同じ型の用例も、すでに判明した意味合いをもつように思える<sup>(17)</sup>。たとえば、カントは「経験の類推」と題された原則論の一節で、次のように論じている。

Nun sind es nichts als Erscheinungen, *deren* vollständige Erkenntnis, auf die alle Grundsätze a priori zuletzt doch immer auslaufen müssen<sup>(\*1)</sup>, lediglich die mögliche Erfahrung ist, folglich können jene nichts, als bloß die Bedingungen der Einheit des empirischen Erkenntnisses in der Synthesis der Erscheinungen zum Ziele haben; diese aber wird nur allein in dem Schema des reinen Verstandesbegriffs gedacht, von *deren*<sup>(\*2)</sup> Einheit, als *einer* Synthesis überhaupt, die Kategorie die durch keine sinnliche Bedingung restringierte Funktion enthält (A181/B223f).

(\*1) H.Vaihinger: 《auf die — müssen》を《Erfahrung》の後に置く。

A. Görland: 《auf die — müssen》を《deren》に関係づける。

(\*2) K. Kehrbach: dessen.

ところで、ア・プリアリな諸原則すべてが最終的に、それでも常に到達しなければならない完全な認識は、ただ可能な経験だけであり、完全に認識されるのは諸現象にはかならないため、前者〔ア・プリアリな諸原則すべて〕は、諸現象の総合という仕方では経験的認識が統一される諸条件を、ただ単に目差すことができるだけである。しかしながら、諸現象の総合は純粹悟性概念の図式という方式で (in dem Schema) のみ考えられるにすぎない一方、或る一つの総合一般として総合する統一について

ては (von *deren* Einheit)、如何なる感性的条件によっても制限されない機能を、カテゴリーは含んでいるのである。

いずれの校訂案も採用せず、1 行目の関係代名詞《*deren*》を目的語的 2 格として読み、関係詞《von *deren*》の《*deren*》は「諸現象の総合 *Synthesis der Erscheinungen*」を先行詞とする 2 格と読み取り、これが「或る一つの総合一般の *einer Synthesis überhaupt*」(強調点は引用者による)と同格併置されていると受けとって訳出した。最初の行に女性名詞の「認識 *Erkenntnis*」がある一方、同じ引用文中の《*… des empirischen Erkenntnisses*》では、単数・2 格の定冠詞、および 2 格であることを表す《*Erkenntnis*》の語尾が示しているように、女性名詞ではない「認識」が用いられている。しかも、これと同様の用例は、他の箇所にも多く見られる。とはいえ、本研究への影響は差し当たらないので<sup>(18)</sup>、訳し分けることはしなかった。以下でも同様とする。

さて、関係代名詞には非制限的用法と制限的用法があり、どちらであるのかを文脈に沿って見極めなければならない。このため、上掲のように難解な文面を読み取る場合は、特に慎重さが求められる。たとえば、非制限的用法の「絶滅が危惧されている北極熊 *der Polarbär, der vom Aussterben bedroht ist*」は、すべての北極熊が例外なく絶滅危惧種に含まれているので、北極熊は「絶滅が危惧されている」種であり、そのように危惧されている北極熊が「この度は・・・」等々と読んでよい。これに対して、制限的用法の「やたらに吠える犬 *ein Hund, der viel bellt*」は、おとなしい犬もいるので、犬は「やたらに吠える」と断定すれば誤りになる。また、やたらに吠える狐や狼その他がいる可能性も排除できない — この点が例外のない非制限的用法と根本的に異なる — ため、関係代名詞節「やたらに吠える」は、犬すべての範囲(外延)とやたらに吠えるものすべての範囲が重なる部分領域に、先行詞「犬」を制限しているのである。すでに確認したとおり、カントによると「哲学の認識は特殊なものを普遍的なもののみ考察する」(A714/B742)のであるから、かれ自身が哲学の厳密な論述をするにあたって、例外の余地が残されないように、できるだけ関係詞の非制限的用法を用いていると予想される。そして、実際に、いま問題にしている箇所でも、純粹悟性概念の図式という方式でのみ考えられる「諸現象の総合」は、感性的条件によって制限されていない「或る一つの総合

一般としての総合」という普遍的なものに、例外なく含まれている特殊なもの — 或る一定の範囲（部分領域） — なのである。

上掲の引用箇所では、訳文のように、諸現象の総合が純粹悟性概念（カテゴリー）の図式という方式で、すなわち感性的条件によって制限された仕方でのみ考えられる一方、あくまでも「或る一つの総合一般として総合する統一」についてであれば、カテゴリーは如何なる感性的条件にも制限されない機能を備えているという意味になりそうである。いずれにしても、不定冠詞と単数形の名詞と副詞「一般」が連なる用例は、この箇所でもまた、すでに判明した意味をもつ名詞句として読み解けるだろう。

### 第 13 節 無冠詞で単数形の名詞と無冠詞の「～一般」

カントは定冠詞と副詞「一般」が前後に位置する単数形の名詞（句）をかなり多く用いている。さらには、冠詞を伴わない「～一般」という用例まであり、何か一定の意図があって冠詞の有無を選んでしていると推察される。しかし、定冠詞を伴う「～一般」という用語法については、現時点まで「直観一般」の用例にやや詳しく論及したことを除くと、ほとんど註のなかで実例を示しただけであり、無冠詞の「～一般」についてはまだ検討も例示もしていない。この用例でも単数形の名詞と複数形の名詞の場合がある。もちろん、後者の一具体例が問題の「諸空間一般 Räume überhaupt」であるが、念のために、まずは無冠詞で単数形の用例を調べておきたい。

定冠詞は文法上、単に格を示す目的で、固有名詞や不可算名詞など、本来は無冠詞になる名詞にも付される場合がある。これは「示格定冠詞」と呼ばれる用法で、たとえば

Ich ziehe Kaffee *dem* Tee vor.

わたしは紅茶よりコーヒーを好む。

のように、定冠詞を伴っていても、紅茶 (Tee) は無冠詞の名詞である。したがって、定冠詞が付されている名詞を即座に無冠詞でないと判断するのは、厳密に考えると単なる断定にすぎない。とはいえ、無冠詞であることが明確な、しかもカント自身が意図的に冠詞（類）を付していないように思える用例について調べてみよう。

まずは、重複になるけれども、すでに言及した箇所を含む「経験的思考一般の要請」にあった叙述から、再び引用して調べることにしたい。

Ein Begriff, der eine Synthesis in sich faßt, ist für leer zu halten, und bezieht sich auf keinen Gegenstand, wenn diese Synthesis nicht zur Erfahrung gehört, entweder als von ihr erborgt, und dann heißt er ein empirischer Begriff, oder als eine solche, auf der, *als Bedingung a priori*, Erfahrung überhaupt (die Form derselben) beruht, und dann ist es ein reiner Begriff, der dennoch zur Erfahrung gehört, weil sein Objekt nur in dieser angetroffen werden kann (A220/B267).

何らかの総合をそのうちに包含する一つの概念は、当の総合が経験から借りている総合 — そのとき概念は経験的概念と呼ばれる — か、またはア・プリアリな条件として〔ア・プリアリに条件づけているとして〕、経験一般（経験の形式）がもとづくところの総合か、いずれか一方の総合として経験に属していないのであれば、空虚だと考えられるべきであり、如何なる対象にも関係しないのであるが、〔この二者択一で〕後者の場合、〔総合をそのうちに包含する概念は、感性を介さずには如何なる対象にも関係しないとはいえ、〕その客観が経験のうちのみ見出されうるという理由で、なお経験に属している純粋概念である。

無冠詞の「経験一般」が括弧書で「その〔経験の〕形式 die Form derselben」と言い換えられている。また、この一文では、副詞「一般 überhaupt」が伴っていないけれども、あえて《als Bedingung》という表現に注目したい。というのも、単数形の名詞が、無冠詞で用いられているからである。

たしかに、これはカントでなくとも、よく見られる《als》の後が無冠詞になる用例である。とはいえ、英語の動名詞がそうであるように、この無冠詞で単数形の名詞は、おそらく「条件づける bedingen」という動詞の色彩を濃厚に帯びているのであろう。第二版の超越論的演繹からも引用することにしよう。

Dagegen steht die reine Form der Anschauung in der Zeit, bloß als

*Anschauung überhaupt*, die ein gegebenes Mannigfaltiges enthält, unter der ursprünglichen Einheit des Bewußtseins, [...] (B140).

これに対して、時間における直観の純粹形式は、与えられている何らかの多様を含む直観一般としてだけ [...] 意識の根源的な統一のもとに立つ。

もしも、この「直観一般として」を《als Bedingung》と同じように読んでよいなら、時間における直観の純粹形式は、純然たる形式そのものとしてではなく、「与えられている何らかの多様 ein gegebenes Mannigfaltiges」を含んで「直観している (anschauen) こと一般」としてだけ、意識の根源的な統一のもとに立つと指摘されているのではないか。

さて、最後に検討した用例と同様に読めそうな他の箇所を探してみると、原則論「知覚の先取的認識」に次のような叙述がある。

Gesetzt aber, es finde sich doch etwas, was sich an jeder Empfindung, *als Empfindung überhaupt*, (ohne daß eine besondere gegeben sein mag,) a priori erkennen läßt; so würde dieses im ausnehmenden Verstande Antizipation genannt zu werden verdienen (A167/B209).

しかしながら、仮に（何か特定種の感覚が与えられていないにしても）感覚一般として、どの感覚でもア・プリオリに認識される何か、それでもなお在るとすれば、その何かは格別な意味で先取的認識と名づけられるのが相応しいであろう。

なお、訳文中で「どの感覚でも・・・認識される」としたのは、たとえば「声で～だと分かる jn. an der Stimme erkennen」という用例に倣った。

訳出の細かな方針はともかく、前述のように《als》の直後に無冠詞の名詞があるのは、通常の用法として珍しくないとはいえ、引用した文面では無冠詞の「感覚一般」を、カント自身が括弧書で明確に補足説明している点に注目したい。かれは「何か特定種の (besonder) 感覚が与えられていない」という設定のもと、それでもなお感覚を指して「感覚一般」と呼んでいるのである。それは個々の感覚でもなければ、種類が定まる感覚でも



ない以上、熱さや痛さなどの各感覚内容からは区別される何かである他ない。すると、残されるその候補は、おそらく「感じる (empfinden) こと」だけになりそうである。さきほどの引用箇所では、無冠詞で単数形の名詞《Bedingung》が、動詞「条件づける bedingen」の意味合いをもっていた。それと同様に読めるのではないか。たしかに、われわれは「痛み」や「痒み」あるいは「甘さ」のように、あれこれの感覚をしばしば対象化して表現する。しかし、実情からすると、われわれが「感覚」と呼んでいるのは、痛みを感じているという意味で「痛いこと」であり、また「痒いこと」であり、あるいはまた「甘いこと」であろう。そして、訳出した引用箇所では、どのように感じるのかを特定することなく、いわば任意の「感じよう」を表示するために「感じること一般 Empfindung überhaupt」と述べられていると解釈してよいだろう。

カントはまた、原則論の第 2 章第 3 節 3「経験の類推」でも、上掲の引用文と類似した述べ方をしている。

Eine Analogie der Erfahrung wird also nur eine Regel sein, nach welcher aus Wahrnehmungen Einheit der Erfahrung (nicht wie Wahrnehmung selbst, als empirische Anschauung überhaupt) entspringen soll, und als Grundsatz von den Gegenständen (der Erscheinungen<sup>(\*)</sup>) nicht konstitutiv, sondern bloß regulativ gelten (A180/B222f.).

(\*) B. Erdmann: den Erscheinungen.

経験の類推は、それゆえ、諸知覚から（経験的直観一般としての〔経験的に直観すること一般である〕知覚そのものが、どのようにしてか〔どのようにして生じるのかというのかという、その仕方〕ではなく、）経験の統一がそれに従って生じるべきところの、或る一つの規則にすぎないのであり、しかも（諸現象の）諸対象の原則として、構成的にはなく、ただ統制的に妥当するにすぎないことになる。

本研究ノートの第 14 節で、あらためて確認する予定だが、カントは一貫して諸カテゴリーに従うのはもとより、それらの適用を感性的諸条件によって制限しつつも、単に知覚されるだけではなく、主観が立つ特定の視点と

他の視点との関係で、同じ一つの超越論的対象 = X が必然的に想定される現象を、主観的表象にすぎない現象から区別される「経験の対象」としていた。この点からすると、かれは上掲の引用箇所でも、千変万化する諸知覚から「経験の統一」が生じるというのであれば、経験の類推は「統制的に」ではあっても、知覚される諸現象の「諸対象」 — すなわち視点に応じて多様な現れ方をする経験の「諸対象」 — に妥当する原則でなければならぬと指摘していたのである。

以上の理由で、B・エアトマンの校訂案は、訳出にあたって採用しなかった。カントは次のように述べている。「われわれには知覚およびこの知覚から他の可能な諸知覚への経験的な前進だけが現実的に与えられている。なぜなら、諸現象はそれ自体、単なる諸表象として、知覚するさなかでのみ現実的であり、知覚するとは実際、何らかの経験的な表象が、すなわち何らかの経験的な現象が現実的であるということにほかならないからである」(A493/B521)。「対象の現象だけがわれわれに与えられ、現象を最高度の明瞭さで認識したところで、対象それ自体が何であるのかは、なおけっして知られえないだろう」(A43/B60)。また、カントによると「知覚の諸対象としての諸現象」(強調点は引用者)は「何らかの客観一般に付加される質料 *die Materien zu irgendeinem Objekte überhaupt*」をも含み、この質料によって空間または時間のなかに現実存在する何かが表象され、主観は触発されていることを意識して、その「単なる主観的表象が或る一つの客観一般に結びつけられる」のである (B207f)。こうした指摘からも分かるように、諸対象 (Gegenständen) を諸現象 (Erscheinungen) と同一視するエアトマンの校訂案では、互いに水準を異にする現象、対象 (客観)、および対象 (客観) 一般の区別が不明瞭になるだけでなく、それら相互の関係も不明となるほかない。さらに、同校訂案に従うと、カントが述べている「経験の統一」は、ただか主観的な必然性と普遍性しか確保できなくなるだろう。しかしながら、前記のように、これらの問題について詳しくは第 14 節で検討する。

いずれにせよ、ここで問題にしている原典の箇所を読み返すと、カントは「知覚そのもの *Wahrnehmung selbst*」も「経験的直観一般 *empirische Anschauung überhaupt*」も、さらには「統一 *Einheit*」も無冠詞にしている。これらはすべて単数形で用いられていて、直前にある複数形の名詞「諸知覚」と、まず間違いなく意図的に区別され、対比されている点に注目

したい。そして、かれの用語法によれば、前出の《als Bedingung》と同様、それぞれ知覚像（表象）や直観的表象から区別された「知覚する（wahrnehmen）ことそれ自身」および「経験的に直観する（empirisch anschauen）こと一般」という趣旨なのではなかろうか。仮にそうだとすると、残る「統一」も「経験を統一している（einen）こと」といった、動詞の色合いをもつのかも知れない。次のような用例もある。

Man merke wohl: daß ich nicht von *der* Veränderung gewisser Relationen überhaupt, sondern von Veränderung des Zustandes rede (A207/B252Anm.).

わたしが語っているのは、特定諸関係の変化一般についてではなく、状態の変化についてであり、十分これに注意してもらいたい。

カントはこの直後に具体例で説明を補足している。物体が一樣に運動（等速直線運動）している場合、その物体の（運動）状態は何ら変化しない一方、その運動が増減する場合は、当の物体の状態が変化している（ibid.）。これはどのような説明になっているのだろうか。

訳文中の「特定諸関係の変化」は、おそらく、問題にしている物体と他の物体、あるいは諸物体と観察者の位置関係を考えているのだろう。実際、物体が一樣に運動している場合でも、これらの位置関係は時々刻々と相対的に変化しうる。これは当然のことである。他方、当の物体の運動状態は、外力が加わらないかぎり変化しない。だからこそ、慣性の法則を背景として、力学では「一樣な運動」と呼ばれてきたのである。他方、外力が加わると、物体の運動状態は加速度的に、しかも観察者が立つ視点の違いに、まったく左右されない一定の法則 — ニュートン力学の第二法則（運動法則） — に従って、まさしくこの意味で絶対的に変化する。かれはその種の変化について語っていると注意を促していたのである。

そこで、再び上掲の原文を読み直すと、同じ名詞《Veränderung》が最初は定冠詞および「一般 überhaupt」という副詞を前後に伴い、次には無冠詞かつ副詞「一般」なしで用いられている理由が推測できる。すなわち、前者は他の物体との関連づけや視点の定め方などに応じて、いかようにもなる特定諸関係の相対的な変化であるから、あれこれの変化内容を想定し

ながら、それらをおしなべて「変化一般」と呼ぶことには十分意味がある。他方、外力による運動状態の変化は、恣意的ないし相対的な変化内容ではありえず、語本来の動詞的なニュアンスが優勢な、いわば状態を「変化させる (verändern) こと」なのではないか。たしかに、これはあくまでも推測の域にとどまり、しかも副詞「一般」が後続するか否かとは別の問題であるから、無冠詞で単数形かつ副詞「一般」が後続する用例については、さらに検討が必要となるであろう<sup>(19)</sup>。しかし、すでに検討した《als》に続く無冠詞で単数形の名詞について分かったことを適用すると、とてつもなく入り組んで難解なカント特有の表現がときおり解説できる。

たとえば、超越論的演繹の最後に「この演繹の要約的な把握」と題された一節があり、次のように演繹の内容が総括されている。

Sie [Die Deduktion] ist die Darstellung der reinen Verstandesbegriffe, (und mit ihnen *aller* theoretischen Erkenntnis a priori) *als* Prinzipien der Möglichkeit der Erfahrung, *dieser* aber, *als* Bestimmung der Erscheinungen in Raum und Zeit<sup>(\*)</sup> überhaupt, — endlich *dieser* aus dem Prinzip der ursprünglichen synthetischen Einheit der Apperzeption, *als* der Form des Verstandes in Beziehung auf Raum und Zeit, *als* ursprüngliche Formen der Sinnlichkeit (B168f.).

(\*) Die dritte Originalausgabe: im Raum der Zeit; die vierte Originalausgabe: im Raum und in der Zeit.

それ〔その演繹〕は、純粹悟性諸概念を（またそれらとともにア・プリアリな理論的認識すべてを）〔目的語的2格〕、経験が可能であることの諸原理として叙述したものである。同演繹は、しかし、空間と時間における諸現象〔空間的・時間的な諸現象〕を一般に規定しているものとして、これら諸原理を叙述したものであり、—最後にこの規定〔純粹悟性諸概念が空間的・時間的な諸現象を一般に規定していること〕を、統覚の根源的な総合的統一という原理にもとづいて、感性の根源的な諸形式である空間と時間に関わる、〔まさにそのような〕悟性の方式として叙述したものである。

引用文全体の主語《Sie》は「超越論的演繹」を指す。これを念頭に置いて読むと、超越論的演繹はまず、経験が可能であることの諸原理として、純粹悟性諸概念ならびにア・プリオリな理論的認識すべてを「叙述したものの die Darstellung」だと述べられている。直後に続く原文には、指示代名詞《dieser》が2つあり、文の構成から両者は同じ用法で用いられていると予想される。上掲の訳文はこの予想にもとづき、また文法の原則に従って、この指示代名詞が先行する名詞（句）のなかでも、性と数がともに一致して、近くにあるものを指示するように訳出されている。

最初の《dieser》は「経験が可能であることの諸原理」を指示している。また、この指示代名詞は、先行する「叙述 die Darstellung: darstellen」の目的語的 2 格であると同時に、直後の《aber, als》を挟んで、空間的・時間的な諸現象の「規定 Bestimmung」（原文ではゲシュペルト表記）と併置されている。さらに、かなり微妙だとはいえ、ゲシュペルトによる強調の呼応関係をもとに考えると、ゲシュペルトで表記された副詞「一般 überhaupt」は、同じくゲシュペルトで表記された名詞「規定すること Bestimmung」を修飾しているように読める。以上から、カントは《dieser》で「経験が可能であることの諸原理」を指示して意味上の主語とし、意味上の目的語に相当する「空間的・時間的な諸現象」を、諸原理が「一般に規定している überhaupt bestimmen」と述べている。つまり、経験が可能であることの諸原理は、空間的・時間的な諸現象を一般に規定しているのである。超越論的演繹は、それゆえ、経験が可能であることの諸原理を叙述しているだけでなく、当の諸原理が空間的・時間的な諸現象を一般に規定していることもまた「叙述したのもの」である。カントはおそらく、最初の《dieser》が関わる文節で、このように指摘していたのである。

原文 5 行目の指示代名詞《dieser》も、指示しているのは、性と数が一致して、近くにある「純粹悟性諸概念が空間的・時間的な諸現象を一般に規定していること Bestimmung …… überhaupt」であり、最初の《dieser》と並んで、先行する「叙述 die Darstellung: darstellen」の目的語的 2 格になっている。そして、この《dieser》には、最初のそれと同じく《als》を挟んで、今度は「悟性の方式の *der* Form des Verstandes」という目的語的 2 格の名詞句が同格併置されている。この点に注意して読み解くと、超越論的演繹は最後に、空間的・時間的な諸現象が純粹悟性諸概念によって一般に規定されていることを、統覚の根源的な総合的統一という原理から、感性の根

源的な諸形式である空間と時間に関わる「悟性の方式として叙述したもの」である。原文の構成は一貫している。「その演繹は・・・を叙述したものである Die Deduktion ist die Darstellung *der* ..., (*... aller* ...) als ..., *dieser* aber, als ..., endlich *dieser* ..., als ...」。これが引用した一文全体の骨格だと考えてよいだろう。

たしかに、カントが無冠詞の用法その他を、どれほど自覚的に一貫したものにしようとしていたのかは判然としない。実際、たとえば初版の原則論では、諸カテゴリーを「感性一般に auf Sinnlichkeit überhaupt」(A245) 適用するための図式という言い方がなされている。これはすでに検討して判明した定冠詞を伴う「直観一般 die Anschauung überhaupt」などの用例から区別できそうにない。とはいえ、無冠詞で単数形の名詞に副詞「一般 überhaupt」が後続する用例は、前述のように動詞的な意味合いの有無や濃淡にかかわらず、定冠詞と副詞「一般」が前後に位置する単数形の名詞(句)と同様、当の名詞で複数の種類、階層、水準などを予想しながら、それらをおしなべて表示していると読むことができそうである<sup>(20)</sup>。いずれにせよ、用語の使い分けは、当初から意図されていたというより、カントが各語意にそのつど気を配った結果にすぎないのかもしれない。換言すると、用語の系統的な使い分けに見えるのは、あくまでも結果的に生じた外観であり、語とその組み合わせに関する「大凡の傾向」を示しているのだろう。いずれにしても、無冠詞で単数形の名詞(句)に副詞「一般」が伴う用例の解釈はここまでにして、無冠詞で複数形の名詞に副詞「一般」が後続する、本研究の主題「諸空間一般」と同型の用例を、最後に詳しく検討することにしよう。(つづく)

## 註

- (9) 訳文では《für... gelten》が「... と見なされる」となっている。これは《Er gilt für einen Sonderling》が「かれは変わり者で通っている」という意味になるのと同じ読み方である。なお、本論でも以下の各註でも、引用文中の斜体と訳文中の下線は引用者による強調である。
- (10) 以下の註で《überhaupt》は、原典でゲシュベルトにされている場合を除き、すべて《ü.》と略記して引用する。B151: 《in Ansehung des Mannigfaltigen *einer* Anschauung *ü.*》; B159: 《Erkenntnisse a priori von Gegenständen *einer* Anschauung *ü.* (§§ 20, 21)》; B161: 《die [synthetische Einheit] der Verbindung des Mannigfaltigen *einer* gegebenen A n s c h a u u n g ü b e r h a u p t in einem

ursprünglichen Bewußtsein); B162: 《die Kategorie der Synthesis des Gleichartigen in *einer* Anschauung *ü.*, d.i. die Kategorie der Größe); B163: 《Bedingung a priori, unter der ich das Mannigfaltige *einer* Anschauung überhaupt verbinde》; A142f./B182: 《Also ist die Zahl nichts anderes, als die Einheit der Synthesis des Mannigfaltigen *einer* gleichartigen Anschauung *ü.*》; A253: 《ich [...] habe gar keinen Begriff von ihm [sc. dem transz. Gegenstande], als bloß von dem Gegenstande *einer* sinnlichen Anschauung *ü.*, der also für alle Erscheinungen einerlei ist》; u.a. また、カントの手沢本には、A250: 《[...] aber dieses Etwas ist<sup>(\*)</sup> insofern nur das transzendente Objekt》の(\*)箇所にて《Etwas als Gegenstand *einer* Anschauung *ü.* ist》(Kant, Nachträge CXXXIV) と記されている。Vgl. A247/B304, Kant, Nachträge CXXV: 《Mannigfaltigen *einer* möglichen Anschauung *ü.*》; A724/B752: 《bloß das Allgemeine der Synthesis von einem und demselben in der Zeit und dem Raume, und die daraus entspringende Größe *einer* Anschauung *ü.* (Zahl) zu erkennen》。

- (11) AXII: 《die [Kritik] des Vernunftvermögens *ü.*》; B41: 《als Form *des* äußeren Sinnes *ü.*》; A41f./B59: 《in Ansehung der Grundbeschaffenheit *der* sinnlichen Erkenntnis *ü.*》; A45/B62: 《die Beziehung *der* Sinnlichkeit *ü.*》; A50/B74: 《Von *der* Logik *ü.*》; A52/B76: 《die Wissenschaft der Regeln *der* Sinnlichkeit *ü.*》; A53/B77f.: 《Um deswillen ist sie [sc. die allgemeine Logik] auch weder ein Kanon *des* Verstandes *ü.*, noch ein Organon besonderer Wissenschaften, sondern lediglich ein Kathartikon des gemeinen Verstandes》; A66/B90f.: 《*dessen* [sc. des Verstandes] reinen Gebrauch *ü.* analysieren; [...]》; das übrige ist *die* logische Behandlung der Begriffe in der Philosophie *ü.*》; A67/B92: 《Von *dem* logischen Verstandesgebrauche *ü.*》; A73/B98: 《in Ansehung des Inhalts *der* Erkenntnis *ü.*》; B115: 《diese logischen Kriterien der Möglichkeit *der* Erkenntnis *ü.*》; B164: 《*das* Mannigfaltige *ü.*》; A132/B171: 《Von *der* transzendentalen Urteilkraft *ü.*》; A138/B177: 《Der Verstandesbegriff enthält reine synthetische Einheit *des* Mannigfaltigen *ü.*》; A142/B181: 《*die* Bestimmung des inneren Sinnes *ü.*》; A144/B184: 《mit den Bedingungen *der* Zeit *ü.*》; A148/B187: 《zur Sinnlichkeit *ü.*》; A253: 《Das Objekt, worauf ich *die* Erscheinung *ü.* beziehe, ist der transzendente Gegenstand》; A266/B322: 《*das* Bestimmbare *ü.*》; A282/B338: 《im Begriffe *der* Bewegung *ü.*》; A284/B341: 《*das* Innere *ü.*》; A293/B349: 《*die* Dialektik *ü.*》; A298/B355: 《Von *der* Vernunft *ü.*》; A307/B364: 《*der* eigentümliche Grundsatz *der* Vernunft *ü.*》; A354: 《*vom* denkenden Wesen *ü.*》; B420: 《*die* Möglichkeit ihrer [sc. unsere Seele] abgesonderten Existenz *ü.*》; A414/B441: 《als den Begriff *vom* Gegenstande *ü.*》; A419/B447: 《Das Bedingte *im* Dasein *ü.* heißt zufällig, und das Unbedingte notwendig》; A483/B511: 《Das absolute All der Größe [...], *der* Bedingung *des* Daseins *ü.*》; A559/B587: 《Auflösung der kosmologischen Idee von der Totalität *der* Abhängigkeit der Erscheinungen, ihrem Dasein nach *ü.*》; A567/

B595: 《Von *dem* Ideal *ü.*》; A650/B678: 《an *der* Materie *ü.*》; A671/B699: 《[···] des Mannigfaltigen *der* empirischen Erkenntnis *ü.*》; A684/B712: 《*der* Weltbegriff *ü.*》; A720/B748: 《*der* Begriff *des* D i n g e s *ü.*》; A796/B824: 《Ich verstehe unter einem Kanon den Inbegriff der Grundsätze a priori *des* richtigen Gebrauchs gewisser Erkenntnisvermögen *ü.*》「何らかの認識能力を一般に正しく使用するア・プリオリな諸原則の総括〔云々〕」; A846/B874: 《nach den Grundbegriffen *derselben* [sc. der Seele] *ü.*》; A847/B875Anm.: 《in Ansehung der Kritik *des* auf die Natur anzuwendenden reinen Verstandeserkenntnisses *ü.*》. 以上のいずれも、複数の種類、範囲、水準などが想定されつつ、それらをおしなべて指示する用例だと考えられる。

- (12) B23f.: 《in Ansehung der Gegenstände *aller* Erkenntnis *ü.*》; A34/B50: 《eine Bedingung a priori von *aller* Erscheinung *ü.*》; A45/B62: 《für *jeden* menschlichen Sinn *ü.*》; B71: 《Bedingungen *alles* Daseins *ü.*》; B167: 《daß nämlich die Kategorien von seiten des Verstandes die Gründe der Möglichkeit *aller* Erfahrung *ü.* enthalten》; A349: 《Von *jedem* Dinge *ü.*》; B429: 《ich denke mich nur wie *ein jedes* Objekt *ü.*, von dessen Art der Anschauung ich abstrahiere》; A709/B737: 《in Ansehung des Inhalts aber *unserer* Erkenntnis *ü.*》; A832/B860: 《in *unserer* Erkenntnis *ü.*》. また、形容詞を名詞化している定冠詞類の場合も、以上と同様の含意になっている用例だと思われる。Vgl. A45/B63: 《*dieses* Empirische *ü.*》; A343/B401: 《Erkenntnis *des* Empirischen *ü.*》; A635/B663: 《indem man alles Empirische wegläßt, ihn [sc. den Grundsatz] vom Zufälligen *ü.* aussagen will》.
- (13) A79/B105: 《vermitteltst der synthetischen Einheit des Mannigfaltigen in *der* Anschauung *ü.*》; *ibid.*: 《Auf solche Weise entspringen gerade so viel reine Verstandesbegriffe, welche a priori auf Gegenstände *der* Anschauung *ü.* gehen》; B148: 《Die reinen Verstandesbegriffe sind von dieser Einschränkung frei, und erstrecken sich auf Gegenstände *der* Anschauung *ü.*, sie mag der unsrigen ähnlich sein oder nicht, wenn sie nur sinnlich und nicht intellektuell ist》; B155Anm.: 《in *der* äußeren Anschauung *ü.*》; B162: 《die n o t w e n d i g e E i n h e i t des Raumes und *der* äußeren sinnlichen Anschauung *ü.*》; B203: 《in *der* Anschauung *ü.*》.
- (14) 定冠詞を伴う場合だけでなく、所有冠詞を伴う場合も同様に読めるので、合わせて引用しておく。BXXIII: 《mit der Form *des* Denkens *ü.*》; A59/B84: 《die Form der Wahrheit, d.i. *des* Denkens *ü.*》; A71/B96: 《in einer vollständigen Tafel der Momente *des* Denkens *ü.*》; A74/B100: 《in Beziehung auf *das* Denken *ü.*》; A76/B101: 《so kann man diese drei Funktionen der Modalität auch so viel Momente *des* Denkens *ü.* nennen》; A117Anm.: 《*der* s c h l e c h t h i n erste und synthetische Grundsatz *unseres* Denkens *ü.*》; A131/B170: 《Da gedachte bloß formale Logik von allem Inhalte der Erkenntnis (ob sie rein und empirisch sei) abstrahiert, und sich bloß mit der Form *des* Denkens (der diskursiven



Erkenntnis) *ü. beschäftigt*); A161/B200: 《Postulate *des* empirischen Denkens *ü.*》; A180/B223: 《Ebensasselbe aber wird auch von den Postulaten *des* empirischen Denkens *ü.*》; B409: 《*im* Denken *ü.*》; *ibid.*: 《Die logische Erörterung *des* Denkens *ü.*》; B410: 《*zum* Denken *ü.*》; A382: 《*beim* Denken *ü.*》; B423Anm. B424Anm.: 《*zum* Denken *ü.*》; A405: 《Bedingungen *des* Denkens *ü.*》. Vgl. A69/ B94: 《*der* V e r s t a n d *ü.* als ein V e r m ö g e n z u u r t e i l e n》; A78/B103: 《*Die* Synthesis *ü.*》; A79/ B105: 《*in der* Anschauung *ü.*》; *ibid.*: 《Gegenstände *der* Anschauung *ü.*》; u.a.

- (15) A221/B268: 《*die Form der* Erfahrung *ü.*》. 次の箇所はかなり微妙である。A224/B272: 《wiewohl wir, ohne eben Erfahrung selbst voranzuschicken, bloß in Beziehung auf die formalen Bedingungen, unter welchen in *ih*r *ü.* etwas als Gegenstand bestimmt wird, mithin völlig a priori, aber doch nur in Beziehung auf sie, und innerhalb ihren [T.Valentiner: ihrer] Grenzen, die Möglichkeit der Dinge erkennen und charakterisieren können》. 代名詞《*ih*r》は「経験 Erfahrung」を指すので、斜体で強調した箇所は「経験一般」とも読める一方、もしも《überhaupt》が通常の副詞として用いられているとすれば、斜体の前後を含め「経験のなかで、そもそも何か或るものが対象として規定される形式的な諸条件との関係でのみ」と述べられていることになり、後の内容と接続しやすいと思われる。ただし、本研究ノートの第 6 節で指摘したように、カントが「経験一般」を「同じその形式」と言い換えている (A220/B267) ことからすると、問題の箇所は「経験一般 (経験の形式) で何か或るものが対象として規定される」となるため、通常の副詞として《überhaupt》を読む場合と比べて、意味はほとんど同じになる。A230/B283: 《Der Verstand gibt a priori *der* Erfahrung *ü.* nur die Regel [B.Erdmann: Regeln ?]》. 不定数詞を伴う場合も同様に読めるものがある。Vgl. B167: 《die Gründe der Möglichkeit *aller* Erfahrung *ü.*》. 前註 (12) でも引用したこの箇所は「経験全般が可能であることの諸根拠」と読める。ただし、副詞《überhaupt》が「経験 Erfahrung」よりも前の「可能性 die Möglichkeit」を修飾していると受けとって、諸カテゴリーは「それぞれの経験が一般に可能であることの諸根拠」と読んでも、意味合いはほとんど同じになりそうである。
- (16) BXLAnm.: 《zur Möglichkeit *einer* Erfahrung *ü.*》; A115: 《Es sind drei subjektive Erkenntnisquellen, worauf die Möglichkeit *einer* Erfahrung *ü.*, und Erkenntnis der Gegenstände derselben beruht》; A222/B269: 《*die Form einer* Erfahrung *ü.*》; A223/B271: 《Bedingungen *einer* Erfahrung *ü.*》; A225/B272: 《*in einer* Erfahrung *ü.*》; A246/B303: 《*die Form einer* möglichen Erfahrung *ü.*》; A301/B357: 《Bedingungen *einer* möglichen Erfahrung *ü.*》; A437/ B465: 《zu *einer* möglichen Erfahrung *ü.*》; A605/B633: 《*die* Schlußfolge aus *einer* Erfahrung *ü.* auf das Dasein des Notwendigen》; A610/B638: 《In dieser Absicht schließen wir aus einem zum Grunde gelegten wirklichen Dasein (*einer* Erfahrung *ü.*). [・··]》; A614/B642: 《*eine* Erfahrung *ü.*》; A632/B660: 《von *einer* Erfahrung *ü.*》. なお、一

なる「経験」一般ではないが、以下の用例も「一なる自然一般」および「一なる基準一般」と読める。A668/B696: 《Dagegen ist [...] die Maxime, eine solche, obzwar unbestimmt, wo, oder wie weit, in *einer* Natur *ü.* als gegründet anzusehen, allerdings ein rechtmäßiges und treffliches regulatives Prinzip der Vernunft; [...]》; A796/B824: 《So ist die allgemeine Logik in ihrem analytischen Teile *ein* Kanon für Verstand und Vernunft *ü.*, aber nur der Form nach》.

- (17) BXXX: 《man mag nun bloß auf die Kultur der Vernunft durch den sicheren Gang *einer* Wissenschaft *ü.*》; A7/B11: 《das, was ich in dem bloßen Begriff *eines* Körpers *ü.* denke》; A8/B12: 《ob ich schon in dem Begriff *eines* Körpers *ü.* das Prädikat der Schwere gar nicht einschließe》; A15/B29: 《aus dem allgemeinen Gesichtspunkte *eines* Systems *ü.*》; A54f./B79: 《welche [*sc.* die reine Moral] bloß die notwendigen sittlichen Gesetze *eines* freien Willens *ü.* enthält》; A74/B99: 《das Dasein *einer* Welt *ü.*》; A84/B116: 《Von den Prinzipien *einer* transz. Deduktion *ü.*》; B129: 《Allein die Verbindung (conjunctio) *eines* Mannigfaltigen *ü.*, kann niemals durch Sinne in uns kommen》; B140: 《die Logiker von *einem* Urteile *ü.*》; B158: 《das Denken *eines* O b j e k t s ü b e r h a u p t》; *ibid.*: 《außer dem Denken *eines* Objekts *ü.* (in der Kategorie)》; B165: 《*eine* N a t u r ü b e r h a u p t, als Gesetzmäßigkeit der Erscheinungen in Raum und Zeit》; A142/B181: 《die reine Synthesis, gemäß *einer* Regel der Einheit nach Begriffen *ü.*, die die Kategorie ausdrückt》; A143/B182: 《Realität ist im reinen Verstandesbegriffe das, was *einer* Empfindung *ü.* korrespondiert》; A149/B188: 《daß nicht ein Beweis, aus den subjektiven Quellen der Möglichkeit *einer* Erkenntnis des Gegenstandes *ü.*, zu schaffen möglich, ja auch nötig wäre》; A158/B197: 《*ein* mögliches Erfahrungserkenntnis *ü.*》; A159/B198: 《Diese [höhere Grundsätze] allein geben also den Begriff, der die Bedingung und gleichsam den Exponenten zu *einer* Regel *ü.* enthält》; A160/B199: 《das D a s e i n *einer* Erscheinung *ü.*》; A247/B304: 《die Einheit des Denkens *eines* Mannigfaltigen *ü.* [この箇所へのカントによる加筆については前註(10)を参照]》; A251: 《aus dem Begriffe *einer* Erscheinung *ü.*》; A322/B379: 《*ein* reiner Vernunftbegriff *ü.*》; A340/B398: 《zu *einer* gegebenen Erscheinung *ü.*》; A346/B404: 《*eine* Form derselben [*sc.* der Vorstellung] *ü.*》; A354: 《in Ansehung *einer* möglichen Erkenntnis *ü.*》; A377: 《weil er [*sc.* der dogmatische Idealist] in der Möglichkeit *einer* Materie *ü.* Widersprüche zu finden glaubt》; B418: 《so würden die Sätze der rationalen Seelenlehre nicht vom Begriffe *eines* denkenden Wesens *ü.*》; B419: 《das was *einem* denkenden Wesen *ü.* zukommt gefolgert werden》; A382: 《eine reine Vernunftkenntnis von der Natur *eines* denkenden Wesens *ü.*》; A399: 《als *einem* denkenden Wesen *ü.*》; A592/B620: 《der Schluß von *einem* gegebenen Dasein *ü.* auf irgendein schlechthin notwendiges Dasein》; A600/B628: 《mit den allgemeinen Bedingungen *einer* möglichen empirischen Erkenntnis *ü.*》; A606/B634: 《zum Dasein *eines* notwendigen Wesens

ü.); A620/B648: 《die Erfahrung von *irgendeinem* Dasein überhaupt》[非特定の不定冠詞の例]; A628/B656: 《Größe (der Vollkommenheit) *eines* Dinges ü.》[註(6)で見落とした箇所]; A650/B678: 《diese Idee *einer* Grundkraft ü.》; A715/B743: 《Den Begriff *einer* Ursache ü. kann ich [···]》; A760/B788: 《die objektive Gültigkeit des Begriffs *einer* wirkenden Ursache ü.》。

なお、任意性を表す不定冠詞によって、普遍性 — 次の引用箇所では個々の概念に限定されない「或る」ないし「何らかの」それ — を表現しているように読める典型的な用例もある。A253: 《denn diese [Kategorie] gilt von der empirischen Anschauung, um sie unter *einen* Begriff vom Gegenstand ü. zu bringen》; u.a. また、やや微妙ではあるが、次の箇所もこの用例だと思われる。「あらゆる諸対象の或るア・プリオリな形式的認識一般 *eine* formale Erkenntnis aller Gegenstände a priori ü.」(A129f.)。前註(6)に引用した箇所も参照。

- (18) この問題は拙稿「カントが区別する〈認識〉の文法的性について Von Kants Unterscheidung zwischen dem Erkenntnis und der Erkenntnis」『成蹊法学』第 86 号 (112-164 ページ所収) ならびに第 87 号 (90-146 ページ所収) で検討した。それぞれ <http://hdl.handle.net/10928/932> と <http://hdl.handle.net/10928/962> で公開中。
- (19) たとえば次のような用例もある。BXXVII: 《als Ding ü. (als Sache an sich selbst)》。これは後註(22)の用法が単数形をとったものだともいえそうである。
- (20) A71/B96: 《wenn ich ein einzelnes Urteil [···] nicht bloß nach seiner inneren Gültigkeit, sondern auch, als Erkenntnis ü., nach der Größe, die es in Vergleichung mit anderen Erkenntnissen hat, schätze》; B133Anm.: 《wenn ich mir o t ü. denke》; B140: 《als Anschauung ü., die ein gegebenes Mannigfaltiges enthält》; B165: 《von Erfahrung aber ü.》; A194/B239: 《etwas anderes ü.》; B278f.: 《Es hat hier nur bewiesen werden sollen, daß innere Erfahrung ü., nur durch äußere Erfahrung ü., möglich sei》; A251: 《das transzendente Objekt (den Begriff von etwas [G.Hartenstein: Etwas] ü.) durch das, was in der Sinnlichkeit gegeben wird》; A252: 《das Denken von Etwas ü.》; A253: 《der gänzlich unbestimmte Gedanke von Etwas ü.》; A285/B341, A289/B345: 《Etwas ü.》; A320/B376: 《Die Gattung ist V o r s t e l l u n g ü.》; A322/B378: 《Assertion ü.》; A343/B401: 《innere Erfahrung ü.》; *ibid.*: 《Wahrnehmung ü.》; A347/B405, A347/B406: 《von denkenden Wesen ü.》; B422: 《Bestimmung seiner selbst (als denkenden Wesens ü.)》; A400: 《etwas ü.》; A635/B663: 《die Bedingung möglicher Erfahrung ü.》; A684f./B712f.: 《Also bleibt uns für die reine Vernunft nichts übrig, als Natur ü., und die Vollständigkeit der Bedingungen in derselben nach irgendeinem Prinzip》。繰り返し見られるように、必ず《etwas》や《Etwas》は無冠詞なのかという、すでに前註(6)で最後に例示したとおり、たとえば次のような表現もある。B307: 《als *einem* Etwas ü. außer unserer Sinnlichkeit》; A677/B705: 《*ein* Etwas ü., das ich an sich selbst gar nicht kenne》。

